

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成 29 年
9 月 26 日
(火曜日)

目 次

- 告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
- 保安林予定森林 (森林整備課) 三
- 保安林の指定 (森林整備課) 三
- 公告
公共測量の実施 (二件) (監理課) 四
- 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課) 四



山口県告示第三百二十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年九月二十六日から同年十月十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部興産株式会社

住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六

二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部興産株式会社研究開発本部基盤技術研究所
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の五

三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔り一日当た りの使用時間 季節的変 動の概要
七一の二一 (二基)	〇・〇五	平成二九、 一二月、一	平成二九、 一二月、三〇	平成二九、 一二月、一	断 続 二 四 時 間 変動なし
七一の二一	〇・二	〃	〃	〃	〃
〃	〇・〇三	〃	〃	〃	〃
〃	〇・〇二	〃	〃	〃	〃

備考 「七一の二一イ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第七十一号の二の科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する洗浄施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等		汚 染 状 態		の 値	
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	窒 素	燐	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
七 一 の 二 一 イ (二 基)	七 六 ・ 五 八 ・ 五	二 五	四	一 一 二	二 二 ・ 五	〇 ・ 一
七 一 の 二 一 イ	〃	〃	〃	〃	〃	〇 ・ 一 五
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇 ・ 〇 ・ 三
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇 ・ 〇 ・ 二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処 理 の 方 式	使 用 時 間 間 隔	一 日 当 た り の 使 用 時 間	季 節 的 変 動 の 要 否	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日
製 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	七 〇 〇	中	和 連	二 四 時 間	変 動 あ り	(既 設)			

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	汚 水 等		汚 染 状 態		の 値	
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	窒 素	燐	汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
共 同 排 水 処 理 施 設	七 六 ・ 五 八 ・ 五	一 八	六	〇 ・ 五	四 五	四 七 三 ・ 一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	六 一 〇

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排 水 口	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)		化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)		浮 遊 物 質 量 (mg/l)		鉍 油 類 (mg/l)		窒 素		燐		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
〃	七	〃	一 八	〃	六	〇 ・ 五	四 五	〃	〃	〃	〃	四 七 三 ・ 一	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六 一 〇	

No. 1	排 水 口	七	六・五 八・五	一八	二三	六	五〇	〇・五	四	五	〇・八	一・一	四七三・一	六一〇
-------	-------	---	------------	----	----	---	----	-----	---	---	-----	-----	-------	-----

山口県告示第三百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成二十九年九月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林予定森林の所在場所
 山口市阿東徳佐下字扇畑八五七、字石道原第三 四〇七九
 - 二 指定の目的
 水源の涵養
 - 三 指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 山口市阿東徳佐下字扇畑八五七・字石道原第三 四〇七九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。）
- 一 保安林予定森林の所在場所
 山口市阿東徳佐上字山根六〇六の六六、六〇六の六七、六〇六の一五五
 萩市大字上小川東分字立野上五六七、五六八
 - 二 指定の目的
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 山口市阿東徳佐上字山根六〇六の六六・六〇六の六七・六〇六の一五五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
 萩市大字上小川東分字立野上五六七・五六八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十九年九月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 保安林の所在場所
 下関市菊川町大字下保木字寺尾五四五、五四七の一、字境一〇九三、大字吉田字寺尾八三〇の二七から八三〇の二九まで、八三〇の三一、八三〇の三三、一四五四の一
 萩市大字上小川西分字葉山口三二六、三三四、一七〇四、字曾根田三二五、三二七、三二八、三三〇の一、三三四五、字塩ノ口三三二の一、三三三三、字馬ヶ埽三三三三から三四三三まで、三七五〇の一、三七五二、三七五四、四五五九、四五六〇、字北ノ迫一〇三三の四、一〇三三の五、字塩ノ口中二〇四七の一、二〇四九の一、大字高佐下字笹ヶ迫六五五、六五七から六五九まで、六六二、六六六、六六七、六七二、六七七の一、六七七の二、字前尻畑六八一、六八二、字笠ヶ迫六八五、字寺ヶ浴六八七の

一、六八七の二、六八九、字平島一六四七の三から一六四七の五まで、一六四七の四

一、字寺ヶ迫一六六六、字野田一六六七

阿武郡阿武町大字惣郷字矢櫃一〇五六一の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市菊川町大字下保木字寺尾五四五・五四七の一・字境一〇九三・大字吉田

字寺尾一四五四の一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

萩市大字上小川西分字馬ヶ埵三三七から三四〇まで・三四三・三七五二・三七

五四・四五五九・四五六〇・大字高佐下字笹ヶ迫六五五・六七二・字平島一六四

七の四一(以上一二筆について次の図に示す部分に限る。)

阿武郡阿武町大字惣郷字矢櫃一〇五六一の二(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(二六二) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により、下関市上下水道事業管理者上下水道局長から次のとおり公共測量

を実施する旨の通知がありました。

平成二十九年九月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

平成二十九年九月二十六日印刷 発行所 山口県知事

平成二十九年九月二十六日印刷 発行所 山口県知事

平成二十九年九月二十六日印刷 発行所 山口県知事

公共測量(空中写真測量及び水準測量)

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

平成二十九年九月五日から同年十二月二十二日まで

(二六三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

第一項の規定により、防府土木建築事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通

知がありました。

平成二十九年九月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

防府市大字奈美

三 作業の期間

平成二十九年九月十一日から同年十二月二十日まで

(二六四) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十九年九月二十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市大字西豊井字能行

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市美里町三丁目九番六号

株式会社スマイエ

株式会社スマイエ

株式会社スマイエ

株式会社スマイエ

株式会社スマイエ

株式会社スマイエ

株式会社スマイエ

株式会社スマイエ